

# 6月総会に適用されるのは 会社法か？

制度調査部  
堀内勇世

「会社法」の焦点シリーズ 20

## 【要約】

平成17年（2005年）6月29日に「会社法」が成立し、同年7月26日に公布された。

この会社法は、現在、株式会社などの会社に関する規制が商法などのいくつかの法律に散らばっているのをまとめるとともに、現在の社会経済情勢にあうように改正を施したものである。

この会社法は今年5月に施行される予定である。

しかしながら、いろいろな経過措置が設けられており、今年の6月総会では、会社法に基づくものと、現行法の基づくものが入り乱れそうである。

そこで、株主の立場からも、総会に関連する経過措置を知っておくべきではないかと考える。

## 1. 要約図

6月総会（3月決算）の場合の計算書類及び総会手続への会社法・現行法の適用関係  
（会社法、5月施行を前提）

(1) 6月総会で提示される計算書類は、会社法と現行商法のどちらで作成されるのか？

整備法99条に定める経過措置

現行法に基づいて作成される

(2) 6月総会の手続は、会社法と現行商法のどちらによるのか？

整備法90条に定める経過措置

< 会社法の施行日「前」に株主総会の招集を取締役会で決定した場合 >

株主総会の手続は、現行商法による

< 会社法の施行日「後」に株主総会の招集を取締役会で決定した場合 >

株主総会の手続は、会社法による

## 2 . 6 月総会で提示される計算書類

### (1) 計算書類とは

現行法の下では、**計算書類**と言えば、一般に、現行商法 281 条 1 項に掲げられた、貸借対照表、損益計算書、利益処分案（損失処理案）、営業報告書をさす<sup>(注1)</sup>。

これらは、総会が近づくと、（狭義の）招集通知に添付して、株主に送られてくる。

この計算書類も、今年（平成 18 年、2006 年）5 月にも施行される予定の「**会社法**」では**変更がある**。たとえば、利益処分案（損失処理案）はなくなり、かわりに株主資本等変動計算書などが計算書類とされた<sup>(注2)</sup>。また、営業報告書は、事業報告として再編しなおされて、計算書類ではないとされた<sup>(注3)</sup>。

（注 1）江頭憲治郎（東京大学大学院法学政治学研究科教授）著「株式会社・有限会社法〔第 4 版〕」491 ページ参照。

（注 2）（注 3）会社法 435 条 2 項、会社計算規則 91 条参照。

### (2) 6 月総会では

会社法により計算書類が改正されているが、会社法の施行後に開催されることとなる、3 月決算株式会社の今年 6 月の定時株主総会では、会社法に基づいて作成された計算書類が添付されてくるのだろうか。

この点、**整備法 99 条**（条文は以下のとおり）<sup>(注4)</sup>は、**決算期が会社法の施行前であれば、現行法に基づいて計算書類を作成するとしている**<sup>(注5)</sup>。

#### **整備法 99 条** （計算に関する経過措置）

施行日前に到来した最終の決算期（次条において「直前決算期」という。）に係る旧商法第 281 条第 1 項各号に掲げるもの及びこれらの附属明細書の作成、監査及び承認の方法については、なお従前の例による。

したがって、**3 月決算株式会社の今年 6 月の定時株主総会**では、会社法ではなく、**現行法に基づいて作成された計算書類**が添付されてくることになる。

（注 4）整備法とは、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」のことである。整備法の施行日は会社法の施行日と同じ日とされている。

（注 5）松本真（法務省民事局付検事）「会社法の施行前後における法律関係をめぐる諸問題〔下〕」（旬刊商事法務 No.1758（2006.2.15）14～27 ページ）。

### 3 . 6 月総会の手続

会社法の施行（5月予定）後に開催されることとなる、3月決算株式会社の今年6月の定時株主総会は、会社法に基づいた手続で開催されるのだろうか。

たとえば、会社法では相互保有株式として議決権が制限される場合が現行法よりも拡大する。それに伴い、株主総会の手続が会社法によるか、現行方法によるかで、株主総会で行使可能な総議決権数が変わってきてしまう可能性があるのも、気にかかる点である<sup>(注6)</sup>。

この点、整備法90条（条文は以下のとおり）が存在する。整備法90条とは、簡単に言えば、「**施行日の前に株主総会の招集手続が開始された場合、株主総会の手続は、現行法による**」との経過措置を定める規定である。

#### 整備法90条（株主総会等の権限及び手続に関する経過措置）

施行日前に株主総会又は種類株主総会の招集の手続が開始された場合におけるその株主総会又は種類株主総会に相当する新株式会社の株主総会又は種類株主総会の権限及び手続については、なお従前の例による。

また、「**株主総会の招集手続が開始された場合**」とは、法務省の方の記述<sup>(注7)</sup>では、「**株主総会の招集を取締役会で決定した場合**」とされている。なお、この決定については、株主総会の「開催の日時および場所が決定されたにとどまる場合であっても、当該会社の合理的な意思解釈として、その決定に引き続き残余の決定事項を決定するというものであれば、招集の決定としてとして欠けることがないものと解され」<sup>(注8)</sup>ている。

したがって、「**会社法の施行日‘前’に株主総会の招集を取締役会で決定した場合、株主総会の手続は、現行商法による**」ことになる。なお、逆に、「**会社法の施行日‘後’に株主総会の招集を取締役会で決定した場合、株主総会の手続は、会社法による**」ことになる。

（注6）以下のレポート参照。

- ・「相互保有株式の議決権制限に係る経過措置～『会社法』の焦点シリーズ19～」（堀内勇世、2006.2.21作成）

（注7）松本真（法務省民事局付検事）「会社法の施行前後における法律関係をめぐる諸問題〔中〕」（旬刊商事法務 No.1756(2006.2.5)4～23ページ、特に12～13ページ）。

（注8）下線部は、上記文章からの引用である。